

短期入所生活介護事業所 桂浜 ご利用料金について

ご利用者様の要介護度に応じた短期入所生活介護費と、各種加算、食費・居住費についての自己負担額をお支払いいただきます。

※短期入所生活介護費及び各種加算につきましては介護保険負担割合1割を基準に単価を計算しています。

2割負担の方は2倍してお考えください。

要介護度ごとの 短期入所生活介護費	要支援1	要支援2			
	446円	555円			
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	596円	665円	737円	806円	874円
サービス提供体制加算	18円				
個別機能訓練体制加算	12円				
夜勤職員配置加算	15円				
送迎加算	片道184円（往復368円）				
介護職員処遇改善加算	施設サービス費＋各種加算の合計に対して、1000分の83の割合をかけた金額が加算されます。				
介護職員等特定処遇改善加算	施設サービス費＋各種加算の合計に対して、1000分の27の割合をかけた金額が加算されます。				

■療養食加算（6円/1食）が加算される場合があります。

医師の指示（食事箋）に基づく腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供が行われた方に加算します。

■居住費・食費の上限額（負担限度額）が定められ、費用負担が軽減される場合があります。

負担限度額は利用者負担段階ごとに定められています。判定基準項目・段階は下記の通り。

- (1) 本人及び同一世帯の方の前年の所得
- (2) 配偶者（別世帯も含む）の住民税課税状況
- (3) 預貯金等合計額
 - 第1段階（単身者1,000万円以下・配偶者がいる場合は両者で2,000万円以下）
 - 第2段階（単身者650万円以下・配偶者がいる場合は両者で1,650万円以下）
 - 第3段階①（単身者550万円以下・配偶者がいる場合は両者で1,550万円以下）
 - 第3段階②（単身者500万円以下・配偶者がいる場合は両者で1,500万円以下）

※各段階の要件につきましては下段の表を参考にしてください。

※第1段階の方でも境界層の場合などお支払いが発生する方もいらっしゃいます。

食費	第1段階（市町村民税世帯非課税：老齢福祉年金受給者・生活保護受給者）	300円
	第2段階（市町村民税世帯非課税：合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方）	600円
	第3段階①（市町村民税世帯非課税：課税年金収入額が年額80万円超120万円以下の方）	1,000円
	第3段階②（市町村民税世帯非課税：課税年金収入額が年額120万円超の方）	1,300円
	第4段階（上記以外の方は、食費は基準費用額 1,445円（朝食395円・昼食525円・夕食525円）となります。）	
居住費	第1段階（市町村民税世帯非課税：老齢福祉年金受給者・生活保護受給者）	0円
	第2段階（市町村民税世帯非課税：合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方）	370円
	第3段階①（市町村民税世帯非課税：課税年金収入額が年額80万円超120万円以下の方）	370円
	第3段階②（市町村民税世帯非課税：課税年金収入額が年額120万円超の方）	370円
	第4段階（上記以外の方は、居住費は基準費用額となります。）	855円